

中津市地域活動支援センターⅠ型事業 公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

中津市

【問い合わせ先】

中津市健康福祉部福祉支援課障害福祉係
電話：0979-62-9802（直通）

中津市地域活動支援センター I 型事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、中津市地域活動支援センター I 型事業を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により事業候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 事業名 | 中津市地域活動支援センター I 型事業 |
| (2) 事業内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |
| (4) 実施場所 | 中津市内 |

3 募集事業所数 1 事業所

4 選定方法 公募型プロポーザル

5 予算限度額 年間 1,200 万円以内（消費税非課税）

6 参加資格要件

本委託事業のプロポーザルに参加できる者は、法人格を有し、かつ、次の事項を全て満たすものとする。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 51 条の 19 に規定する指定一般相談支援事業又は、法第 51 条の 20 に規定する指定特定相談支援事業を中津市内で実施、又は中津市から法第 77 条第 3 項に基づく相談支援事業の委託を受けていること。
- ②法第 36 条第 3 項各号に該当しないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④中津市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤法人及びその代表者が中津市の税金等を滞納していないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続を行っている法人でないこと。
- ⑦事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

7 参加申込について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類（事前審査用）

No	書類名	様式番号	備考
1	参加申込書兼誓約書	第1号	
2	役員等調書兼照会承諾書	第2号	
3	企画提案書提出届	第3号	
4	事業計画書	第4号	
5	収支計画書	第5号	
6	法人の定款		
7	登記事項証明書		発行後3か月以内のもの
8	賃借対照表及び損益計算書	任意様式	申請法人の直近1か年分
9	市税納付確認承諾書	別紙	法人分と代表者分を各1部

（2）提出部数 原本1部

（インデックスを付ける等して分かりやすくすること）

（3）提出期限 令和7年9月1日 17時

（4）提出先 中津市健康福祉部福祉支援課障害福祉係（持参すること）

8 質問及び回答に関すること

プロポーザルについての質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

（1）提出書類 プロポーザルに対する質問票（様式第6号）

（2）提出期限 令和7年8月25日 12時

（3）提出先 中津市健康福祉部福祉支援課障害福祉係のメール

syogaifukushi@city.nakatsu.lg.jp

※メール送信後、必ず、障害福祉係に電話すること。

電話：0979-62-9802（直通）

担当：黒川、秋吉、小川、藤見

（4）質問に対する最終回答期限・方法

令和7年8月27日までに市ホームページに掲載する。

9 参加資格審査結果通知

参加資格の審査結果通知は令和7年9月10日までに電子メールでお知らせします。なお、審査の結果、参加資格があるとされた場合にあっては、虚偽記載等の不適切な事案が判明した場合は、参加資格を取り消すことがある。

10 事業計画書等に関すること

9の参加資格審査結果通知において、事業計画書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類 7(1)に掲げる提出書類 No.1～No.8
- (2) 提出部数 7(1)で提出した原本の副本8部
- (3) 提出期限 令和7年9月19日 17時
- (4) 提出先 中津市健康福祉部福祉支援課障害福祉係（持参すること）

11 事業候補者の審査方法等

(1) 審査及び選定方法

本市において、「中津市地域活動支援センター委託事業候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、事業計画書、収支計画書及びプレゼンテーションの内容をもとに評価及び選定を行う。

参加事業者ごとに審査基準及び配点に基づき評価し、評価点の合計が最も高い者を事業候補者として選定する。最高得点者が複数いる場合は、提案金額の低い者を事業候補者として選定する。この場合においても、候補者が複数いる場合は、選定委員会の投票を行い決定し、事業候補者として選定する。なお、申込者が1者の場合も選定を実施する。

※必ず1者を選定するものではなく、いずれの候補者も中津市が求める基準に該当しないと判断される場合は、1者も選定されないこともありうる。

(2) プレゼンテーションの実施

事前に提出された事業計画書等をもとに、参加者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

ア 実施日時

令和7年9月末を予定（正式な実施日時については、別途連絡する。）

イ 実施場所

中津市役所3階 306会議室（予定）

ウ 所要時間等

30分以内（説明20分程度、質疑応答10分程度）

※応募者数により時間を変更する場合がある。

説明者は本事業運営時の管理者予定者又は業務担当者を含め3名以内と

すること。パソコン等を使用する場合は、モニター等(接続はHDMI形式)は本市において準備するが、パソコン等は自ら持参すること。

エ 留意事項

事前に提出した事業計画書等を用いて説明すること。既に提出しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。

(3) 審査項目及び配点

別紙「審査項目及び配点一覧」のとおり

(4) 結果通知

選定結果は決定後速やかに参加事業者すべてに通知するとともに、中津市のホームページにて公表する。(令和7年10月初めを予定)

なお、結果に対する問い合わせには応じない。

(5) 注意事項

応募者が次の事由に該当したときは失格とする。

ア. 応募書類に虚偽の記載があった場合

イ. 企画提案会に参加しなかった場合

ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ. 提案額が予算限度額を超えている場合

12 契約について

事業候補者として選定された者と市は、市議会における関係予算の議決後に、随意契約による委託契約を締結する。

市は、業務履行期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

また、事業候補者として選定された後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

13 その他留意すべき事項

(1) 提出された事業計画書等は、返却しない。

(2) 事業計画書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) 事業計画書等は、必要な範囲内において複製することがある。

(4) 提出された書類の変更は、原則として認めない。

(5) 提案を取り下げる場合は、辞退届(様式第7号)を提出すること。

(6) 審査の途中経過、選定結果に対する質問及び異議申立て等はできない。

14 スケジュール

期限等	内容
令和7年7月14日（月）	募集要領、仕様書等の公表
令和7年8月25日（月）	質問票提出期限（12時まで）
令和7年8月27日（水）	質問票回答期限
令和7年9月1日（月）	プロポーザル参加申込書等提出期限（17時まで）
令和7年9月10日（水）	参加資格審査結果通知発出
令和7年9月19日（金）	事業計画等の提案書提出期限（17時まで）
令和7年9月末	選定員会でのプレゼンテーション実施
令和7年9月末	選定結果通知発出
令和7年10月上旬	選定結果の公表